（地域航空事業課の所掌事務）

第十一条　地域航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方航空局の所掌事務に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関すること（安全企画・保安対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域的な航空に関する重要な政策に関する事務の調整に関すること。

三　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

四　外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

五　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

六　航空輸送需要の増進を図る観点からの地域の振興に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

空港管理課
空港企画調整課
空港安全監督課
補償課（大阪航空局に限る。）
土木課
建築課
機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。

（空港管理課の所掌事務）

第十六条　空港管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること（地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（補償課及び地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官、空港経営改革調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）。

2　東京航空局の空港管理課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務（地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等周辺の障害物件に関すること。

二　土地の収用、買収、使用及び寄附に関すること。

五　外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

六　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七　航空輸送需要の増進を図る観点からの地域の振興に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

第十一条　削除

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

管理課
空港企画調整課
空港経営改革調整課
空港安全監督課
補償課（大阪航空局に限る。）
環境・地域振興課
土木課
建築課
機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官及び建築施設保全対策官（大阪航空局に限る。）それぞれ一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第十六条　管理課は、空港等の設置及び管理に関する事務（保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）